国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第11条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　次長のうちからセンター長が指名する者　１人 (新設) (10)　削除 (11)　(略) 2　(略) (事務) 第13条　本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、学務課、人事課、財務課、施設整備課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て総務課環境安全管理室が処理する。	本則 第11条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　研究・財務戦略部長 (10)　総務・経営企画部長 (削る) (11)　(略) 2　(略) (事務) 第13条　本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局、学務部学務課、研究・財務戦略部財務課、研究・財務戦略部施設整備課、総務・経営企画部人事課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て総務・経営企画部総務課環境安全管理室が処理する。	

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。